

## 告 示

### 埼玉県告示第九百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 都市計画の種類及び名称

川越都市計画道路三・四・八号南古谷駅前通り線及び三・三・四十三号小仙波上江橋線

#### 二 都市計画を変更する土地の区域

（三・四・八号南古谷駅前通り線）

#### イ 追加する土地の区域

なし

#### ロ 削除する土地の区域

川越市大字並木字北田、字中田の各一部、並木新町の一部

（三・三・四十三号小仙波上江橋線）

#### イ 追加する土地の区域

なし

#### ロ 削除する土地の区域

川越市大字古谷上字折本の一部

#### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、川越市都市計画部  
都市整備課

#### 四 縦覧期間

平成二十九年九月一日から平成二十九年九月十五日まで